

別紙 2 (実施要領第 10 関係) 財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
施設整備等の分類	財産の名称、構造等	
専用機械 (導入)	いぐさ色彩選別機  畳表織機 (高品質畳表製織機能及びQRコードタグ挿入装置を付帯したものに限る。)  いぐさ杭打機	7 年
	専用機械 (機能強化)	

※その他の財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭和 31 年農林省令第 18 号) 第 5 条の定める期間を準用する。

※過去に本事業で導入した財産等の処分制限期間は、導入時の要領による。